

電子情報通信学会としての「提言等」に関する策定・公表プロセス

平成 22 年 5 月 17 日理事会承認事項
平成 22 年 10 月 21 日(附則追記)理事会承認
平成 26 年 5 月 22 日改正理事会承認
平成 29 年 2 月 20 日改正

1. 本会としての「提言等」を、当面、以下の種類とする。
 - ① 学会提言：時間を掛けて検討するもので、電子情報通信学会名で公表
 - ② 会長声明：短時間で世に発信する必要があるもので、本会会長名で公表
2. 理事会での審議等
 - ① 学会提言：理事会での承認を要する。
 - ② 会長声明：会長、総務理事、コミュニケーション委員会委員長、企画戦略室長、調査理事の合意で公表し、理事会には報告事項とする。
3. 検討体制
調査理事が中心となり、検討体制を組織する。
「提言等」のテーマと社会での必要性等により、ケースごとに策定を依頼する。
ソサイエティに依頼する、
専門家を集め、組織する、
など。

(検討体制の例)
 - ① 学会提言：理事会等の諮問を受け、提言検討タスクフォースを組織し、提言を作成し、効果的公表方法を含めて検討する。検討状況は、適宜、理事会に報告する。
 - ② 会長声明：会長等の諮問を受けたメンバーで、提言案を作成し、迅速に公表する。
4. 公表方法
基本的に、コミュニケーション委員会に依頼し、効果的公表を検討、実施する。
会長声明については、テーマの重要性に応じて、検討メンバーにて、公表方法も決定することも可能とする。
5. 本プロセスは、必要に応じて見直し、理事会に諮る。

附 則 (平成 22 年 10 月 21 日)

本会の支部、ソサイエティ、委員会等の名称で「声明等」を行う場合、少なくとも、本プロセスで定める「会長声明」の審議を経て公表し、理事会報告することを要する。この場合、
1. ②の「本会会長名」を該当組織名と読み替えて適用する。

附 則 (平成 26 年 5 月 22 日改正)

本プロセスの改正は、平成 26 年 5 月 22 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 2 月 20 日改正)

本改正は、平成 28 年 5 月 17 日に遡及して適用する。

以上